

平成30年度 第1回甲賀市少年センター協議会 次第

日時:平成30年(2018年)6月26日(火)

13:30～15:30

場所:甲賀市役所3階 301会議室

1. 開 会

市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 委員自己紹介

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿 ・・ 資料1

4. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 ・・ 資料2

5. 議事

(1) 甲賀警察署管内の状況

(2) 平成29年度甲賀市少年センター活動状況について ・・ 資料3

(3) 平成30年度甲賀市少年センター活動計画について ・・ 資料4

(4) 意見交換

[添付資料]

- ・ 少年センターだより4・5・6月号 ・・ 資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例 ・・ 資料6
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則 ・・ 資料7
- ・ 甲賀市少年補導委員名簿 ・・ 資料8

6. その他

7. 閉会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に あなたも仲間
いろどる山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統
かがやく未来に 鹿深の夢を

資料 1

甲賀市少年センター協議会委員名簿

No	機 関 名	職 名	氏 名	委嘱日	任期
1	甲賀警察署生活安全課	課 長	小谷 正樹	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30
2	甲賀保護区保護司会	会 長	肱 宗男	H29.10.1	H29.10.1～H31.9.30
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理 事	渡邊 満栄	H29.10.1	H29.10.1～H31.9.30
4	甲賀市更生保護女性会	会 長	辻 好子	H29.10.1	H29.10.1～H31.9.30
5	甲賀市少年補導(委)員会	会 長	北村 正之	H29.10.1	H29.10.1～H31.9.30
6	甲賀市青少年育成市民会議	会 計	中井 れい子	H29.10.1	H29.10.1～H31.9.30
7	甲賀市区長連合会	理 事	黄瀬 忠幸	H30.5.9	H29.10.1～H31.9.30
8	甲賀市PTA連絡協議会	副会長	菅本 裕二	H30.6.6	H29.10.1～H31.9.30
9	甲賀市小学校校長会 (甲南第二小学校)	校 長	山本 寛	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30
10	甲賀市中学校校長会 (甲賀中学校)	校 長	木村 明美	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30
11	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立水口東高等学校)	校 長	岨中 貴洋	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30
12	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	丸亀 大輔	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30
13	市民環境部生活環境課	課 長	中島 教仁	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30
14	こども政策部子育て政策課	課 長	澤田いすづ	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30
15	教育委員会事務局学校教育課	課 長	福井 篤子	H30.4.1	H29.10.1～H31.9.30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３） 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４） 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第 7 条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第 1 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

（１） 会議の名称

（２） 開催日時

（３） 開催場所

（４） 議題

（５） 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６） 傍聴者の定員

（７） 傍聴手続

（８） 問い合わせ先

（９） その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第 8 条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね 1 月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第 2 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第 2 号（第 8 条関係）

会議の概要報告	
1.会議の名称	
2.開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
3.開催場所	
4.議題	
5.公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6.出席者	
7.傍聴者数	人
8.会議資料	
9.議事の結果概要	
10.その他	

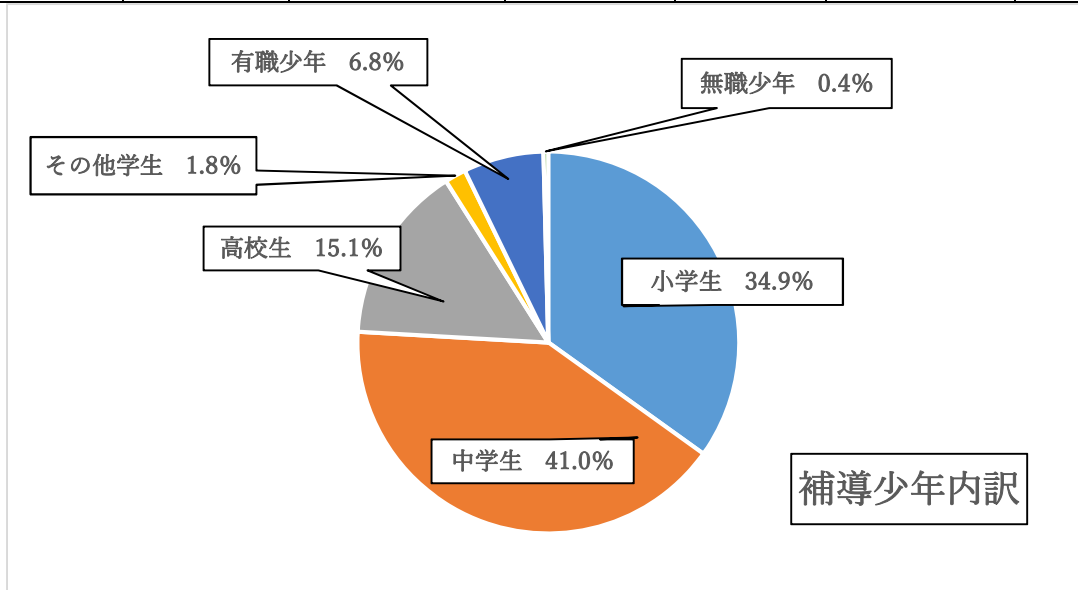
資料3

平成29年度甲賀市少年センター活動状況(H29. 4～H30. 3)

(1)街頭補導活動

非行少年の早期発見と早期補導、少年の街頭における生活実態把握、少年を取り巻く環境の浄化等を目的として、少年補導委員や学校関係者、地域社会、警察署等の支援・協力のもとに街頭補導活動を計画的・組織的に実施。

巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画活動)		比 較	活動延べ 人数	比 較	補導少年 (内女子)	比 較
平成29年度	291(74)	4. 3%減 (21. 3%増)	1, 199	6. 9%増	705(255)	40. 4%増 (26. 2%増)
平成28年度	304(61)		1, 122		502(202)	



●昨年と同様、街頭で問題行動の少年の姿を見かけることが少なくなったが、小学生の姿を遅くまで見かけることが多かった。

●少年センターが主体となった巡回補導

※法律違反や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年への声かけ

(小:小学生 中:中学生 高:高校生 無:無職少年 有:有職少年 他:その他学生)・・・人

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
4	3日(月)	18:00	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	5日(水)	15:30	センター巡回パトロール	水口町内ゲームセンター ※小・・・1 中・・・3
	6日(木)	14:30	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店、公園等
	7日(金)	17:30	合同街頭補導	水口町内ゲームセンター ※中・・・3
	17日(月)	15:35	センター巡回パトロール	水口町内公園、駅等
	19日(火)	19:30	合同街頭補導(水口祭り宵宮)	※中・・・15 高・・・2 有・・・6 無・・・3
	20日(水)	14:50	センター巡回パトロール	(水口祭り) ※有・・・2
	21日(金)	13:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等
	24日(月)	13:40	センター巡回パトロール	甲賀町内公園等
	25日(火)	9:00	センター巡回パトロール	甲南・水口町内公園等
5	28日(金)	11:00	センター巡回パトロール	信楽町内コンビニ店、駅等
	1日(月)	9:00	センター巡回パトロール	土山町内中学校通学路
	1日(月)	11:00	センター巡回パトロール	水口町内中学校通学路

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
5	2日(火)	13:30	センター巡回パトロール	土山町内大野周辺
	8日(月)	15:15	センター巡回パトロール	甲南町内公園 ※小・・7
	9日(火)	15:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店等 ※中・・8 高・・1
	10日(水)	10:40	センター巡回パトロール	水口町内コンビニ店等
		15:00	センター巡回パトロール	水口町内公園等
	11日(木)	13:30	センター巡回パトロール	甲南町内公園 ※中・・2
	12日(金)	10:00	センター巡回パトロール	信楽町内コンビニ店、駅等
		13:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等
	15日(月)	15:35	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、駅等
	16日(火)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
	17日(水)	16:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店 ※小・・2 中・・1 高・・3
	18日(木)	8:30	センター巡回パトロール	甲南町内公園等
		15:00	センター巡回パトロール	甲南・水口町内公園等
	19日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店 ※有・・1
	22日(月)	15:00	センター巡回パトロール	土山・甲賀・水口町内公園等(不審者対応)
	24日(水)	15:30	センター巡回パトロール	水口町内カラオケ店、公園等(不審者対応)
	25日(木)	18:30	合同街頭補導	甲賀町内公園 ※中・・2
	26日(金)	14:40	センター巡回パトロール	甲南・甲賀・水口町内公園等(不審者対応)
	29日(月)	15:30	合同街頭補導	信楽町内駅、量販店 ※中・・20
	31日(水)	13:45	センター巡回パトロール	水口・甲南町内公園等
6	1日(木)	14:30	センター巡回パトロール	甲賀・甲南・水口町内量販店、公園等
	2日(金)	15:00	センター巡回パトロール	信楽町内、駅等 ※高・・4
	5日(月)	15:10	センター巡回パトロール	水口・甲南町内公園、駅等
	6日(火)	14:30	センター巡回パトロール	水口町内ゲームセンター ※小・・1
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店 ※中・・2
	8日(木)	14:30	センター巡回パトロール	甲賀・甲南・水口町内公園等
	12日(月)	14:10	センター巡回パトロール	土山・甲南・水口町内量販店、公園等
	14日(水)	13:00	センター巡回パトロール	甲南・水口町内公園等
	15日(木)	13:00	センター巡回パトロール	水口町内公園等(不審者対応)
		14:15	センター巡回パトロール	甲賀・甲南町内公園等(不審者対応)
	16日(金)	15:10	センター巡回パトロール	土山中学校通学路
	19日(月)	14:30	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店等 ※中・・2 高・・2
	20日(火)	14:10	センター巡回パトロール	甲南町内通学路 ※小・・1
	23日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園、カラオケ店等
	26日(月)	14:30	センター巡回パトロール	甲賀・甲南町内通学路 ※小・・1 中・・1
	27日(火)	15:30	センター巡回パトロール	水口町内公園 ※高・・2
	28日(水)	14:30	センター巡回パトロール	信楽町内量販店、駅等
	29日(木)	10:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店 ※小・・1
	30日(金)	13:30	センター巡回パトロール	水口・甲南・甲賀町内量販店、公園、駅等
7	3日(月)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店 ※高・・6

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
7	7日(金)	14:30	センター巡回パトロール	水口町内公園等
		18:30	合同街補導(矢川神社七夕祭り)	甲南町内神社周辺 ※小・・13 有・・1
	10日(月)	16:00	センター巡回パトロール	水口町内公園、駅等
	11日(火)	15:30	センター巡回パトロール	水口・甲南・甲賀町内公園等
	12日(水)	13:15	センター巡回パトロール	水口・甲南町内公園、駅等
	13日(木)	13:50	センター巡回パトロール	甲南・甲賀町内量販店、公園等
		18:30	合同街頭補導	土山町内量販店、コンビニ店等
	14日(金)	15:00	センター巡回パトロール	甲南・甲賀町内量販店、公園、駅等
	18日(火)	14:00	センター巡回パトロール	甲賀・土山町内神社、公園等
	19日(水)	11:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店、河川敷等
	20日(木)	11:00	センター巡回パトロール	水口町内公園等
		13:00	センター巡回パトロール	水口町内ゲームセンター ※中・・8
	21日(金)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、カラオケ店等
	22日(土)	20:00	合同街頭補導(しがらき火まつり)	※中・・13
	23日(日)	18:30	合同街頭補導(大原祇園宵宮)	※小・・3 中・・3 高・・7 他・・2 有・・2
	24日(月)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※小・・2 中・・8
	25日(火)	15:50	センター巡回パトロール	水口町内ゲームセンター ※中・・3
	26日(水)	13:30	センター巡回パトロール	水口町内コンビニ店 ※高・・2
	27日(木)	10:50	センター巡回パトロール	甲南町内量販店 ※中・・3
		14:10	センター巡回パトロール	水口町内カラオケ店等 ※中・・5 高・・6
	28日(金)	10:30	センター巡回パトロール	甲南町内量販店 ※小・・2
		13:30	センター巡回パトロール	水口町内公園、河川敷 ※小・・12
	29日(土)	19:30	合同街頭補導(甲賀市夏祭り)	※小・・2 中・・5 高・・2 有・・7
	31日(月)	14:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※小・・13 中・・1
8	1日(火)	15:20	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※小・・4 高・・4
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店 ※有・・1人
	3日(木)	14:30	センター巡回パトロール	甲南町内量販店 ※小・・1 中・・3
	4日(金)	13:10	センター巡回パトロール	水口町内量販店等 ※小・・8 中・・4 高・・2
	7日(月)	10:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
		15:10	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園、河川敷等
	8日(火)	14:50	センター巡回パトロール	信楽・水口町内河川敷等
	10日(木)	15:00	センター巡回パトロール	甲南町内量販店 ※小・・1
	16日(水)	19:30	合同街頭補導(杣川夏祭り)	※喫煙(高・・1) 高・・4 有・・2
	17日(木)	9:40	センター巡回パトロール	甲南町内量販店 ※小・・3 中・・2
	18日(金)	10:30	センター巡回パトロール	水口町内河川敷等
		13:30	センター巡回パトロール	甲南町内量販店 ※小・・3 中・・3
	21日(月)	15:20	センター巡回パトロール	水口町内ゲームセンター ※中・・3
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店 ※中・・5 高・・2 有・・1
	22日(火)	13:30	センター巡回パトロール	水口町内ゲームセンター ※中・・2
	23日(水)	14:00	センター巡回パトロール	土山・甲賀・甲南町内公園、量販店等

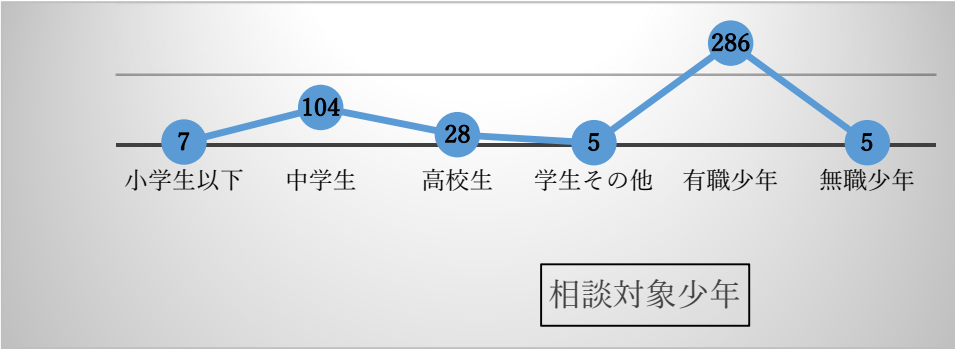
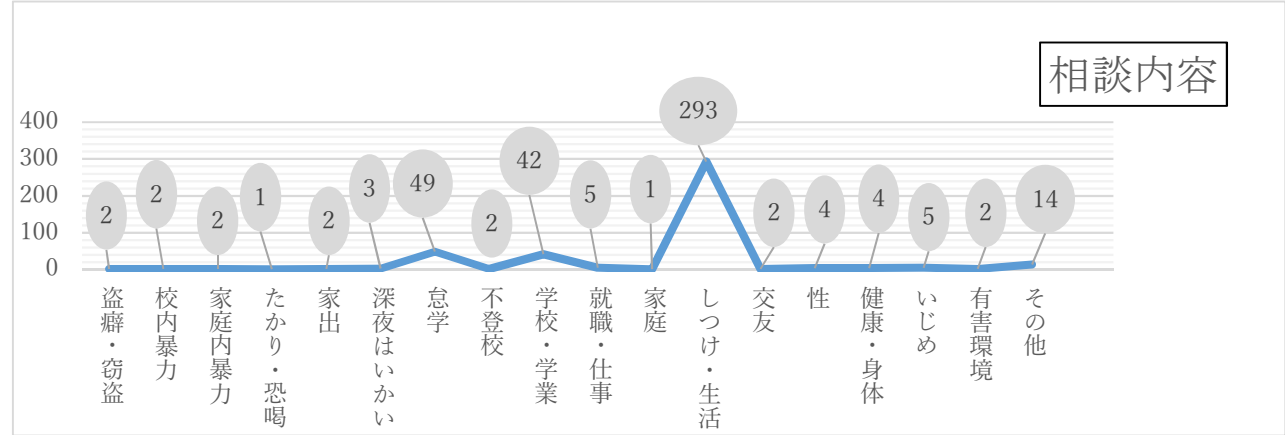
月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
8	24日(木)	10:30	センター巡回パトロール	甲南町内量販店 ※高・・4
	25日(金)	14:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店 ※有・・1
	28日(月)	14:00	センター巡回パトロール	水口町内公園等 ※小・・7 中・・3
	29日(火)	14:00	センター巡回パトロール	水口町内公園等 ※小・・5 中・・5 高・・5
	29日(火)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店 ※高・・1
	30日(水)	15:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店、河川敷等 ※高・・1 他・・2
	31日(木)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
9	1日(金)	15:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等 ※小・・7 中・・1
		18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、河川敷等 ※他・・7
	4日(月)	15:10	センター巡回パトロール	水口町内ゲームセンター等 ※小・・8
	5日(火)	10:20	センター巡回パトロール	水口町内量販店
	6日(水)	15:20	センター巡回パトロール	甲南町内量販店等 ※小・・2
	7日(木)	14:20	センター巡回パトロール	水口町内公園等 ※高・・2
	8日(金)	15:10	センター巡回パトロール	甲南町内団地 ※中・・5
	11日(月)	15:00	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店 ※中・・18
	12日(火)	14:40	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、公園等
	13日(水)	7:30	登校時における駅周辺等街頭補導	貴生川駅(高等学校等生徒指導連協主催)
		14:10	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店、公園等
	14日(木)	7:30	登校時における駅周辺等街頭補導	貴生川駅(高等学校等生徒指導連協主催)
		18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店、駅 ※小・・1 高・・2
	15日(金)	14:30	センター巡回パトロール	水口町内コンビニ店、公園等
	19日(火)	14:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等 ※高・・2
	20日(水)	14:00	センター巡回パトロール	信楽町内公園、駅等
	21日(木)	14:40	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
	22日(金)	14:20	センター巡回パトロール	水口・甲南町内駅、公園等
	25日(月)	15:30	センター巡回パトロール	甲南町内公園等
	26日(火)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
	27日(水)	15:30	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、駅等
	28日(木)	15:30	合同街頭補導	信楽町内量販店、駅等 ※小・・3
	29日(金)	9:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内公園等
10	3日(火)	14:30	センター巡回パトロール	甲南・信楽町内公園等
	5日(木)	15:10	センター巡回パトロール	水口・甲南町内公園、駅等
	6日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店、駅、パチンコ店等
	10日(火)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
	16日(月)	14:30	センター巡回パトロール	信楽・甲南町内量販店、駅等
	17日(火)	14:40	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等 ※中・・2
	19日(木)	14:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等 ※高・・1
	25日(水)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※中・・1
	26日(木)	15:10	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等 ※高・・2
	27日(金)	15:20	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、駅等

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
10	31日(火)	15:15	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、カラオケ店等 ※中・・6
11	2日(木)	13:30	センター巡回パトロール	信楽町内駅、公園等
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、ゲームセンター等 ※中・・2
	6日(月)	15:10	センター巡回パトロール	水口町内量販店、ゲームセンター等
	8日(水)	15:30	合同街頭補導	信楽町内量販店、駅等
	15日(水)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南・甲賀・土山町内公園等 ※小・・2
	16日(木)	15:10	センター巡回パトロール	甲南町内量販店公園等 ※高・・2
	17日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店、甲賀町内公園等 ※小・・1
	20日(月)	10:10	センター巡回パトロール	甲南・甲賀町内駅、公園等
	22日(水)	14:30	センター巡回パトロール	甲賀・水口町内公園、甲南町内量販店等
	24日(金)	10:30	センター巡回パトロール	信楽町内量販店、駅等
		15:10	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等 ※高・・3
	27日(月)	15:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等 ※小・・3 有・・2
	28日(火)	18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※中・・5
	30日(木)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
12	1日(金)	15:30	合同街頭補導	信楽町内量販店、駅等 ※小・・3
	4日(月)	18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店等 ※中・・1 高・・2
	6日(水)	14:20	センター巡回パトロール	甲南・甲賀町内駅、神社等
	7日(木)	14:45	センター巡回パトロール	甲南・甲賀町内量販店等 ※小・・1 中・・1 高・・3
	8日(金)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、駅、公園等
	11日(月)	15:30	センター巡回パトロール	水口町内神社、公園等
	14日(木)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※小・・3 中・・2
		15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※中・・9 高・・2
		18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店等 ※小・・1 高・・1
	18日(月)	15:45	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、公園等 ※小・・3 中・・3
	19日(火)	14:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内公園、通学路等
	20日(水)	14:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園、通学路等
		14:30	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、公園等 ※高・・2
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園等 ※中・・2 高・・2
	22日(金)	14:00	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店、公園等
	25日(月)	14:20	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、公園等 ※小・・4
	26日(火)	15:00	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店等 ※小・・14 中・・12
	27日(水)	15:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店、カラオケ店等 ※小・・1
	28日(木)	15:15	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店等 ※中・・2 高・・1
1	5日(金)	14:00	センター巡回パトロール	水口・甲南・甲賀町内量販店、公園等 ※小・・2
	9日(火)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※小・・5 中・・17
	10日(水)	15:00	センター巡回パトロール	水口町内量販店、カラオケ店等 ※小・・3
	11日(木)	15:10	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、駅、公園等
	12日(金)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、駅、公園等 ※中・・5
	15日(月)	14:00	センター巡回パトロール	水口・甲南・甲賀・土山町内公園等

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
1	16日(火)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
	19日(金)	15:30	合同街頭補導	水口町内量販店、ネットカフェ等 ※中・2 高・1
	22日(月)	14:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店、カラオケ店等 ※高・2
	24日(水)	15:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店等 ※小・4 中・5 有・2
	26日(金)	13:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等 ※高・1
	29日(月)	14:20	センター巡回パトロール	水口・甲南町内コンビニ店、公園等 ※有・1
	30日(火)	14:00	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店、公園等
2	1日(木)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、カラオケ店、駅等
	2日(金)	14:10	センター巡回パトロール	土山・水口町内通学路、公園等 ※小・1
	5日(月)	15:30	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、通学路等
	7日(水)	14:30	センター巡回パトロール	甲南・信楽・水口町内量販店等 ※小・4
	8日(木)	15:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、カラオケ店等
	9日(金)	14:30	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店、公園等 ※中・2
	13日(火)	14:30	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店、公園等
	15日(木)	15:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等 ※中・5
	16日(金)	9:20	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、コンビニ店等
	18日(日)	13:30	合同街頭補導	田村神社境内(祭礼) ※中・3
	19日(月)	14:30	センター巡回パトロール	田村神社境内(祭礼)、水口町内量販店等
	20日(火)	15:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店、公園等 ※中4
	21日(水)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、ゲームセンター等
	22日(木)	15:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店等 ※小・2 中・4
	23日(金)	15:10	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※小・4 中・3 高・2
	28日(水)	14:10	センター巡回パトロール	水口・土山町内量販店等 ※中・2 高・4
3	1日(木)	13:40	センター巡回パトロール	水口町内量販店等 ※高・2 他・2
	2日(金)	14:00	センター巡回パトロール	信楽・水口町内駅等
	5日(月)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園等
	12日(月)	15:30	センター巡回パトロール	信楽・水口町内量販店 ※中・12 高・2
	13日(火)	13:20	センター巡回パトロール	水口町内量販店、駅等 ※中・6
		15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店量販店 ※中・12
	14日(水)	18:20	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	15日(木)	14:30	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店、公園、駅等
	16日(金)	15:20	センター巡回パトロール	甲南町内量販店、駅、公園等 ※中・1
	19日(月)	15:00	センター巡回パトロール	水口・甲南町内量販店等 ※小・6
	20日(火)	14:20	センター巡回パトロール	信楽・水口町内量販店、駅等 ※17
	22日(木)	13:10	センター巡回パトロール	甲南・水口町内量販店等 ※小・9 中・2
	26日(月)	9:50	センター巡回パトロール	甲南・水口町内駅、公園等
		15:30	センター巡回パトロール	水口町内量販店等 ※小・10 中・3
	28日(水)	13:30	センター巡回パトロール	水口町内公園 ※小・6
		14:40	地区別補導委員会巡回パトロール	水口町内量販店等 ※小・10 中・4
	29日(木)	13:10	センター巡回パトロール	甲南・甲賀・土山・水口町内 ※小・3 中・9

(2)相談活動(内女子数)

年 度	延べ件数	比 較	内 訳	来 所	電 話	メール
平成29年度	435(40)	12.4%増		146(20)	289(20)	0(0)
平成28年度	387(50)	(20.0%減)		121(27)	259(23)	7(0)



●少年本人の来所・電話相談の延べ数が、昨年度に比べ46.9%増加した。

(3)環境浄化活動

青少年に悪影響を与える恐れのある環境をつくらせないために、有害図書等取扱店などへの立入調査を実施し、販売についての指導や陳列・管理に関する協力依頼をした。さらに、携帯電話等販売店への一斉立入調査を実施し、フィルタリングの推奨のお願いをした。また、深夜営業店等には青少年の立入りを禁止する旨を入口の見えやすいところに掲示し、条例の趣旨に基づく協力を求めた。

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	7日(金)	18:30	深夜営業店立入調査	ゲームセンター
	12日(水)	10:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
5	10日(水)	10:40	有害図書等立入調査	コンビニ店
	17日(水)	15:10	深夜営業店立入調査	カラオケ店
	19日(金)	18:30	深夜営業店立入調査	カラオケ店
	24日(水)	15:30	深夜営業店立入調査	ネットカフェ総合施設、カラオケ店
	30日(火)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
6	6日(火)	18:30	有害図書等立入調査	ゲームセンター
	12日(月)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
	23日(金)	18:30	深夜営業店立入調査	カラオケ店、ゲームセンター
	24日(金)	18:00	有害図書等立入調査	図書等量販店
	29日(木)	10:30	有害図書・深夜営業店等立入調査	ネットカフェ、書店、コンビニ店

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
7	10日(月)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
	21日(金)	14:30	深夜営業店立入調査	カラオケ店
	25日(火)	16:00	深夜営業店立入調査	カラオケ店
	26日(水)	13:30	有害図書等立入調査	書店、コンビニ店
	27日(木)	14:10	深夜営業店立入調査	カラオケ店
8	1日(火)	18:30	深夜営業店立入調査	ネットカフェ、深夜営業量販店
	17日(木)	10:00	携帯電話等取扱店一斉調査	フィルタリング調査依頼含
	18日(金)	13:30	携帯電話等取扱店一斉調査	フィルタリング調査依頼含
	21日(月)	18:30	深夜営業店立入調査	ゲームセンター、カラオケ店
	28日(月)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
9	4日(月)	13:30	携帯電話等取扱店調査	アンケート回収
	5日(火)	10:00	携帯電話等取扱店調査	アンケート回収
	13日(水)	15:00	タバコ販売店立入	啓発
	15日(金)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店
	20日(金)	13:30	図書等取扱店県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物店等
	24日(火)	13:30	図書等取扱店県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物店等
	25日(水)	18:30	有害図書等立入調査	DVD等量販店
	30日(月)	13:30	図書等取扱店県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物店等
11	2日(木)	18:30	有害図書等立入調査	図書・DVD等量販店
	6日(月)	15:00	有害図書等立入調査	深夜営業図書・DVD等量販店
	7日(火)	13:30	図書等取扱店県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物店等
	9日(木)	13:30	図書等取扱店県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物店等
	10日(金)	13:30	図書等取扱店県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物店等
	27日(月)	15:00	深夜営業店立入調査	カラオケ店
	28日(火)	18:30	図書等取扱店県下一斉立入調査	深夜営業図書・DVD等量販店
12	8日(金)	15:00	タバコ販売店立入	啓発
	11日(月)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
	15日(金)	18:30	深夜営業店立入調査	カラオケボックス・複合ネットカフェ等
	19日(火)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
	21日(木)	18:30	深夜営業店立入調査	カラオケ店、ゲームセンター
	27日(水)	15:00	深夜営業店立入調査	カラオケ店
1	15日(月)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店
	19日(金)	15:30	深夜営業店立入調査	カラオケボックス・複合ネットカフェ等
	29日(月)	14:20	有害図書等立入調査	コンビニ店
2	28日(水)	14:10	有害図書等立入調査	コンビニ店
3	1日(木)	15:40	有害図書等立入調査	コンビニ店(新規開店)
	12日(月)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店

※対象店：図書・DVD等取扱店・・・56店舗 ゲームソフト取扱店・・・11店舗 カラオケ店・・・3店舗
 エアガン取扱店・・・5店舗 刃物取扱店・・・32店舗 ネットカフェ複合店・・・1店舗
 試写室・・・1店舗 携帯電話等取扱店・・・12店舗 等

(4)街頭啓発活動

少年補導委員会ならびに甲賀警察署との合同による「街頭啓発」や「薬物乱用防止教室」「誘拐防止教室」等、市内の小学校等に出向き啓発活動を実施した。

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
5	25日(木)	10:45	「誘拐防止教室」ペープサート劇	土山小学校
6	24日(土)	14:00	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動「6・26 街頭補導キャンペーン」	長浜市
	28日(水)	11:00	「薬物乱用防止教室」	水口女子専門学校
7	3日(月)	17:00	「社会を明るくする運動」街頭啓発	平和堂水口店前
	3日(月)	18:30	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	平和堂水口店前
	7日(金)	18:30	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	矢川神社境内(七夕祭り)
	13日(木)	18:30	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	フレンドマート土山店前
	19日(水)	15:30	中学校ボランティア部と補導委員との合同啓発しおり作成	水口中学校
	25日(火)	14:30	「誘拐防止教室」指人形劇	伴谷東児童クラブ
	29日(土)	18:00	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	甲賀市夏祭り会場内
8	9日(水)	14:00	「誘拐防止教室」指人形劇	伴谷児童クラブ
11	2日(木)	18:30	「子ども・若者育成支援滋賀県強調月間」街頭啓発	平和堂水口店前
	8日(水)	15:30	「子ども・若者育成支援滋賀県強調月間」街頭啓発	信楽駅前
	17日(金)	18:30	「子ども・若者育成支援滋賀県強調月間」街頭啓発	フレンドマート甲南店前
	28日(火)	10:40	「薬物乱用防止教室」	伴谷東小学校
12	7日(木)	10:35	「薬物乱用防止教室」	水口小学校
	12日(火)	14:40	「薬物乱用防止教室」	佐山小学校
1	17日(水)	10:00	「誘拐防止教室」着ぐるみ劇	柏木保育園
	18日(木)	13:45	「薬物乱用防止教室」	甲南第一小学校
	19日(金)	13:45	「薬物乱用防止教室」	貴生川小学校
	23日(火)	10:45	「薬物乱用防止教室」	希望ヶ丘小学校
	25日(木)	13:00	「薬物乱用防止教室」	大野小学校
	30日(火)	10:45	「薬物乱用防止教室」	甲南第三小学校
	31日(水)	13:45	「薬物乱用防止教室」	信楽小学校
2	5日(月)	10:45	「薬物乱用防止教室」	甲南第二小学校
	6日(火)	13:30	「薬物乱用防止教室」	雲井小学校
	14日(水)	10:00	「誘拐防止教室」着ぐるみ劇	水口北保育園
	15日(木)	11:35	「薬物乱用防止教室」	朝宮小学校
	19日(月)	10:40	「薬物乱用防止教室」	柏木小学校
	21日(水)	10:45	「薬物乱用防止教室」	大原小学校
	23日(金)	13:00	地域ふれあい事業「土山中学生徒会とのコラボ」	土山中学校
3	5日(月)	10:40	「薬物乱用防止教室」	小原小学校
	8日(木)	10:45	「薬物乱用防止教室」	土山小学校
	9日(金)	9:35	「薬物乱用防止教室」	綾野小学校

(5)各種会議、研修会等

青少年の健全育成・非行防止のため、学校・関係機関等との連携はますます重要課題であり、今年度は積極的に学校等に出向き情報交換を実施している。

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
4	4日(火)	10:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会	滋賀県庁
	10日(月)	13:30	城山中学校入学式	城山中学校
		14:00	水口中学校入学式	水口中学校
	11日(火)	18:00	甲賀市少年補導委員会定例幹事会(事務局と合同)	水口中央公民館
	12日(水)	10:00	水口地区民生児童委員協議会主任児童委員情報交換	少年センター
	14日(金)	10:00	水口女子専門学校入学式	水口女子専門学校
	19日(火)	14:00	少年センター職員・あすくる職員等研修会	滋賀県庁
	21日(金)	15:00	土山地区区長会	土山開発センター
	22日(土)	9:00	甲賀市少年補導(委)員会総会・研修会	市役所甲南庁舎
	24日(月)	13:40	学校訪問(情報交換)	甲賀中学校
	25日(火)	9:00	学校訪問(情報交換)	甲南中学校
		11:00	学校訪問(情報交換)	水口東中学校
		15:30	信楽地区区長会	信楽開発センター
	26日(水)	14:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会	こうか市民ホール
	28日(金)	10:30	学校訪問(情報交換)	信楽中学校
5	1日(月)	9:00	学校訪問(情報交換)	土山中学校
		11:00	学校訪問(情報交換)	城山中学校
		13:30	学校訪問(情報交換)	水口中学校
	2日(火)	14:00	学校訪問(情報交換)	淡海学園
	9日(火)	10:00	平成29年度甲賀保護区保護司会総会	土山開発センター
	10日(水)	11:00	学校訪問(情報交換)	水口女子専門学校
	12日(金)	10:00	学校訪問(情報交換)	信楽高等学校
		13:30	学校訪問(情報交換)	水口東高等学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	水口高等学校
	17日(水)	13:30	有害図書等立入調査員研修会	滋賀県庁
	18日(木)	9:00	学校訪問(情報交換)	甲南高等学校
		9:45	学校訪問(情報交換)	甲南養護高等学校
	19日(金)	14:00	ダメ。ゼッタイ。普及運動キャンペーン実行委員会	大津合同庁舎
	23日(火)	14:00	県学校教育課 SST 来訪(情報交換)	少年センター
		20:00	土山地区誘拐防止教室講習会	土山中央公民館
	24日(水)	13:30	近畿地区青少年補導センター連絡協議会役員会	神戸市
	31日(水)	13:30	甲賀市子ども・家庭支援ネットワーク協議会代表者会議	こうか市民ホール
6	6日(火)	10:50	石部高等学校来訪(情報交換)	少年センター
	7日(水)	11:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会	長浜市
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会議	長浜市
		16:00	就労支援計画策定研究会	かえで会館
	9日(金)	10:00	「社会を明るくする運動」推進会議	甲賀市役所

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
6	9日(金)	15:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会	高島市
	13日(火)	14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	石部高等学校
	21日(水)	11:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会	近江八幡市
		13:30	無職少年指導員研修会	近江八幡市
	22日(木)	14:00	甲賀市・湖南市・日野町少年センター合同連絡会	湖南市少年センター
	26日(月)	14:50	学校訪問(情報交換)	大野小学校
	27日(火)	20:00	甲賀市青少年健全育成市民会議総会	市役所甲南庁舎
	28日(水)	9:00	甲賀市少年補導委員会臨時三役会議	少年センター
		14:00	「青少年の非行・被害防止強調月間」推進会議	滋賀県庁
	29日(木)	14:30	甲賀市・湖南市中高生徒指導連絡協議会	忍の里プララ
7	3日(月)	13:00	「社会を明るくする運動」大臣メッセージ伝達式	甲賀市役所
	4日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	8日(土)	13:30	甲賀市少年補導委員会研修会	鹿深ホール
	31日(月)	19:00	甲賀市青少年自然活動安全の誓い	こうか市民ホール
8	2日(水)	11:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会	湖南市
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会議	湖南市
	8日(火)	15:30	学校訪問(情報交換)	信楽中学校
	9日(水)	9:30	学校訪問(情報交換)	水口中学校
		10:00	学校訪問(情報交換)	城山中学校
		10:40	学校訪問(情報交換)	甲南中学校
9	5日(火)	14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	石部高等学校
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	9日(土)	8:45	中学校体育大会	城山・甲南中学校
	11日(月)	10:00	「子ども・若者支援のための地域連携推進事業」近畿ブロック研修会	兵庫県民会館
	14日(木)	16:00	甲賀市あんしん・あんぜんなまちづくり幹事会	甲賀市役所
	19日(火)	15:00	学校訪問(情報交換)	水口女子専門学校
	20日(水)	10:40	学校訪問(情報交換)	城山中学校
		12:00	学校訪問(情報交換)	甲南中学校
	21日(木)	9:30	学校訪問(情報交換)	信楽中学校
	22日(金)	9:20	学校訪問(情報交換)	土山中学校
		10:20	学校訪問(情報交換)	甲賀中学校
		11:10	事案会議	甲南中学校
	25日(月)	13:30	学校訪問(情報交換)	水口中学校
	28日(木)	13:20	学校訪問(情報交換)	城山中学校
	30日(土)	9:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会・研修大会	高島市観光物産プラザ
		13:30	平成29年度「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会	草津クレアホール
10	4日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会議	高島市
	7日(土)	13:30	甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民大会	あいの土山文化ホール
	12日(木)	14:30	甲賀市・湖南市中高生徒指導連絡協議会	サンライフ甲西
	13日(金)	15:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会湖南ブロック研修会	守山市商工会館

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
10	18日(水)	8:00	甲賀市少年補導委員会管外研修会	大津少年鑑別所等
11	10日(金)	12:00	近畿地区青少年補導センター連絡協議会研修大会	神戸市
	13日(月)	13:30	甲賀市少年センター協議会	甲賀市役所
	14日(火)	14:00	薬物乱用防止推進大会	栗東市文芸会館さくら
	21日(火)	14:00	甲賀警察署新庁舎落成式	甲賀警察署
12	5日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	6日(水)	10:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会・所長会議	彦根市
	8日(金)	19:30	水口地区少年補導委員会定例会議	水口中央公民館
	12日(火)	20:00	土山地区少年補導委員会定例会議	土山中央公民館
	25日(月)	14:00	暴力追放甲賀湖南市民協議会・総会	甲賀警察署
1	7日(日)	13:30	甲賀市成人式	あいこうか市民ホール
	23日(火)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員引継会	水口中央公民館
		14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	石部高等学校
2	6日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会臨時幹事会	水口中央公民館
	8日(木)	10:30	甲賀市セーフコミュニティ推進協議会	甲賀市役所
	14日(水)	13:15	滋賀県青少年補導センター連絡協議会役員会・所長会	守山市
	23日(金)	14:00	近畿地区青少年補導センター連絡協議会役員会	神戸市
3	1日(木)	10:00	県立甲南高校・甲南養護学校卒業式	甲南高校
	2日(金)	14:00	滋賀県子ども若者支援地域協議会代表者会議	滋賀県庁
	6日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	7日(水)	14:00	少年センター・あすくる職員研修会	滋賀県庁
	9日(金)	10:00	水口女子専門学校卒業式	水口女子専門学校
		9:00	城山中学校卒業式	城山中学校
	23日(金)	9:30	水口中学校卒業式	水口中学校
		14:00	土山町更生保護女性会総会(講演)	土山開発センター



滋賀県青少年補導センター連絡協議会総会



少年補導委員会研修会



「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発



有害図書等立入調査

1. 街頭補導実施状況について

○街頭補導活動（補導委員会活動含む）

※上段：平成29年度 下段：平成28年度

補導回数	増 減	傾 向
291回	4. 3%減	近年、少年の姿をあまり見かけないこともあり、29年度は地域の店舗や学校訪問等に力を入れ情報収集を図った。又、「薬物乱用防止教室」「誘拐防止教室」等で見せる啓発活動にも力を入れた。
304回		

従事者延人数	増 減	傾 向
1,199人	6. 9%増	合同街頭補導の時間帯を補導委員さんの参加しやすい時間（18時から18時30分）にずらした結果、微妙に増加した。
1,122人		

2. 少年センターにおける補導少年の状況について

（内数：女子）

補導少年の数	増 減	傾 向
705（255）人	40. 4%増	街頭で問題行動等の少年の姿を見かけることは少なくなったが、小学生の大幅な増加が見られた。その増加に繋がった一因として、平成28年6月23日から風営適正化法県条例の一部改正により、午後6時以降、保護者同伴であれば午後10時まで深夜営業店等に立ち入ることが出来るようになったことも考えられる。 （内訳）小学生・・・137%↑ 中学生・・・70%↑ 高校生・・・13. 2%↓ 有職少年・・・32. 4%↓ 無職少年・・・50%↓ その他学生・・・増減なし
502（202）人		

（区分）

ぐ犯・不良行為	増 減	傾 向
1（0）人	93. 3%減	補導は高校生1名のみであった。
15（3）人		

※ぐ犯・不良行為・・・非行には該当しないが、喫煙・深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている者

愛の一声・その他	増 減	傾 向
704（255）人	44. 6%増	※小学生の増加について、午後6時以降、親と一緒に買い物に来ているが、親は買い物をし、子どもだけで別の場所（ゲームコーナー、ベンチ等）で待っている。不審者に狙われる可能性もあるので、保護者への声かけが必要である。 （内訳）小学生・・・136. 5%↑ 中学生・・・77. 3%↑ 高校生・・・23. 4%↓ 有職少年・・・25%↓ 無職少年・・・50%↓ その他学生・・・増減なし
487（199）人		

●少年たちの行動が大きく様変わりしている中、地域性等も考慮しながら、今後の補導・啓発活動等を見直す時期となった。一つは「見せる街頭補導」により非行防止・犯罪の抑止力に繋がればと考える。しかし、少年の姿が見えないからとはいえ、広域にまたがる交友関係が垣間見られる状況であるので、関係機関等との連携を密にし少年たちの動向をしっかりと見守る必要がある。

3. 少年相談受理状況について

相 談 件 数	増 減	傾 向
435 (40) 件	12.4%増	(相談手段) 来所相談・・・20.7%↑ 電話相談・・・11.6%↑ (相談者) 本人・・・49.6%↑ 家庭・・・6.3%↑ 学校・・・25%↓ 職場・・・37.5%↓ 警察・・・71.4%↓ 他機関・・・77.8%↓ その他補導委員・・・150%↓
387 (50) 件		(被相談者) 小学生・・・40%↑ 中学生・・・24.1%↓ 高校生・・・26.3%↓ 有職少年・・・52.9%↑ 無職少年・・・68.7%↓ その他学生・・・44.5%↓

●来所した少年の内訳（実数）

○中学生（男子）	①A・・・8回 ②B・・・14回 ③C・・・13回 ④D・・・5回 ⑤E・・・5回 ⑥F・・・2回 ⑦G・・・1回 ⑧H・・・1回 ⑨I・・・1回 ⑩J・・・1回 ⑪K・・・1回
○中学生（女子）	①A・・・2回 ②B・・・1回 ③C・・・1回 ④D・・・1回
○高校生（女子）	①A・・・1回 ②B・・・1回 ③C・・・1回
○有職少年（成人男性）	①A・・・49回
○有職少年（成人女性）	①A・・・1回 ②B・・・1回 ③C・・・1回 ④D・・・2回 ⑤E・・・1回

（主な内容）前年度との比較

■28年度にはなかったが、29年度にあった相談 ○盗癖・窃盗関係 ○校内暴力 ○家庭内暴力 ○家出 ○深夜はいかい ■前年度との比較 ○たかり・恐喝・・・50%↓ ○怠学・・・77.8%↑ （年度後半から急激に増加） ○不登校・・・80%↓ ○学校・学業・・・33.4%↓ ○就職・仕事・・・77.3%↓ ※協力企業等から仕事の話はいくつかいただいたが、対象少年の就労には結びつかなかった。 無職少年等を含む対象少年の把握の難しさはあるが、その努力が少し足りなかったという反省 だけが残った。また、街頭で出会う少年が減少している中、一昔のように一人の少年からその友 だち・知り合いに繋がっていく状況が生まれない今日、かなり困難なことではあるが街頭に出て きっかけを作る必要がある。 ○家庭・・・75%↓ ○しつけ・生活・・・40.9%↑ ○交友・・・85.7%↓ ○性・・・55.6%↓ ○健康・身体・・・増減なし ○いじめ・・・150%↑(関係機関等に引継ぎ) ○有害環境・・・60%↓ ○その他・・・17.7%↓
--

4. 環境浄化活動について

○立入調査のねらい

書店等に対する立入調査は条例第26条を根拠にしています。また、そのねらいは、感受性に富み、精神的に未熟な青少年にとって有害と思われる図書、ビデオ、DVD等（以下、「図書等」という。）、がん具等を取り扱っている販売店、レンタル店、インターネットカフェ等に立ち入って、青少年に有害な図

書等を18歳未満の青少年に販売したり貸し付けたり、観覧や視聴をさせていないか、また、深夜にインターネットカフェやカラオケボックスの店内に青少年が入場していないかなど、条例の遵守状況を調査しています。そのことにより、青少年の健全な成長を阻害する行為を未然に防止しようとするものです。

※市内対象店：図書・DVD等取扱店・・・56店舗　ゲームソフト取扱店・・・11店舗
カラオケ店・・・3店舗　エアガン取扱店・・・5店舗　刃物取扱店・・・32店舗
ネットカフェ複合店・・・1店舗　試写室・・・1店舗　携帯電話等販売店・・・12店舗　等

- (1) 立入調査年間延べ回数及び人員　　49回　　延べ121人
立入調査員・・・高等学校（生徒指導）、甲賀県事務所（保健所）、警察署、少年センター等
- (2) 情報、資料の収集及び報告件数　陳列指導件数　20件　包括指定本購入　18冊
閉店報告　2件　新規報告　2件

- ・新規オープン店等に対し、滋賀県青少年の健全育成に関する条例による、青少年に有害な図書等の販売陳列方法の説明を行い、定期的な立入調査実施の協力依頼の実施。
- ・万引き防止、喫煙防止ポスター等の配布。さらに煙草・酒類の販売店へ、必ず年齢確認をしていただくよう、警察署と一緒に協力依頼の実施。
- ・深夜営業店等に対し、深夜の青少年の入場制限等の協力依頼の実施。
- ・携帯電話等取扱店に対し、契約時に青少年がインターネット接続サービスを利用することの有無の確認とフィルタリングの推奨を促していただいているかの調査実施。

5. 啓発活動について

- (1) 「街頭啓発」・・・8回（7・11月の強調月間中）
- (2) 「薬物乱用防止教室」・・・18校
- (3) 「誘拐防止教室」・・・5回
- (4) 「ふれあい事業」中学校生徒との共同作業（啓発しおり作成）・・・2校

- 一年を通し、学校・関係機関（者）との連携を強化しつつ、青少年の健全なる成長を見守り非行防止・犯罪の抑止に努めた。

資料 4

平成 30 年度甲賀市少年センターの活動計画について

少年センターは、市内の青少年の「非行防止、健全育成」および「安全を守ること」や「困り感をもっている青少年の相談・支援」を行い、少年補導委員と協力して活動の充実を図る。また、各機関・団体との連絡・調整を行い、青少年の健全育成につとめる。以下の六つを重点項目とする。

1、補導活動

少年の非行を未然に防ぐために学校、少年補導委員会、警察署と連携し、青少年の見守りと支援を行う。関係機関・団体等と共に補導活動を行う。

合同街頭補導，巡回補導，特別夜間補導，地域巡回補導等

2、相談活動

少年の抱える悩みや諸問題(非行・不良行為、不登校、いじめ、交友、就労就学等)について相談を受け、相談者とともに解決の方向をさぐり、支援を行う。

来所相談，電話相談，メール相談，学校訪問，学校支援

3、環境浄化活動

滋賀県青少年健全育成に関する条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害環境から青少年を守る。そのために青少年に有害な図書等(書籍、雑誌、コミック、DVD、ゲームソフト等)の販売店、レンタル店、カラオケボックス、インターネットカフェ複合施設、携帯電話やスマートフォン等取扱店、刃物やがん具店等への一斉立入調査を警察署・甲賀健康福祉事務所・高校教師と共に実施し、フィルタリングの推奨もお願いをする。

有害図書等立入調査，図書等取扱店への一斉立入調査

4、広報・啓発活動

青少年の健全育成を願い、青少年および市民に積極的な啓発活動を展開する。毎月1回少年センターだよりを発行する。(年1回は全市組回覧)また、「補導委員会だより」の発行(年1回全市組回覧)に協力する。あいコムこうかの音声放送を活用して、非行防止・非行予防を呼びかける。また、誘拐防止教室や薬物乱用防止教室、万引き防止教室、非行防止啓発しおりの作成などを行い、青少年の非行・被害防止強調月間、児童虐待防止推進月間、薬物乱用防止強調月間、子ども・若者育成支援強調月間等の啓発活動に力を入れる。

広報紙の発行，防犯・防止教室，各種推進月間・強調月間の取組

5、関係機関・団体との連携

青少年の非行防止や健全育成のため、関係機関や関係団体との連携を図るとともに研修や会議等に参加し、情報交換や連絡調整をする。関係機関(甲賀警察署、生活支援課・家児相・教育関係)、各種団体(保護司会・民生委員児童委員協・更生保護女性会・青少年育成市民会議・区長会・PTA連協)と相互に協力しながら、進めていく。

甲賀警察署，生活支援課，家児相，教育機関，保護司会，民児協，更女会・青少年育成会議

6、無職少年対策活動

無職少年に対し、モラルや勤労意欲の高揚を図り、自立・就労のための支援を行う。中学校や高等学校等の訪問や巡回活動を通し、対象者の把握に努める。

有職・無職少年の掘り起こし，ハローワークの職業指導官との面談，協力企業の開拓

＜ 月 別 の 事 業 計 画 ＞

月	事 業 内 容
4	＊合同街頭補導9日(月)・12日(木)・19日(木)水口祭り宵宮、＊少年補導(委)員会第1回定例幹事会(地区事務局合同) 10日(火)、＊少年補導(委)員会総会ならびに第1回研修会・28日(土) 甲賀警察署、＊県少年センター協議会総会、＊誘拐防止教室(てんてん)、＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時) ＊センターだより発行
5	＊合同街頭補導16日(水)・24日(木)・28日(月)、＊有害図書等立入調査(2回)、＊立入調査員研修会 ＊誘拐防止教室(土山小)、＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時) ＊センターだより発行
6	＊合同街頭補導5日(火)・22日(金)・27日(水)、＊少年補導委員会第2回研修会9日(土)、＊有害図書等立入調査(2回)、＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時)、＊甲賀市少年センター協議会(第1回)、＊センターだより発行
7	＊「青少年の非行・被害防止滋賀県協調月間」街頭啓発＊合同街頭補導2日(月)・7日(土)(矢川神社七夕祭り街頭啓発兼ねる)・12日(木)・23日(月)(大原祇園宵宮)・28日(土)しがらき火まつり・28日(土)甲賀市夏祭り・29日(日)白川祇園本宮祭、＊少年補導(委)員会第3回定例幹事会4日(火)＊有害図書等立入調査(2回)＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時)、 ＊センターだより発行(組回覧)
8	＊合同街頭補導3日(金)・16日(木)(杣川夏祭り)・20日(月)・22日(水)・28日(火)、＊県青少年補導センター連協研修大会25日(土)米原市、＊夏休み中特別巡回補導、＊フィルタリング調査、＊有害図書等立入調査(2回)、＊巡回補導(随時、＊相談活動随時) ＊センターだより発行
9	＊合同街頭補導7日(金)・20日(木)・27日(木)、＊少年補導(委)員会第3回定例幹事会4日(火)、＊有害図書等立入調査(2回)、＊補導委員会管外研修下旬頃(京都医療少年院)、＊フィルタリング調査、＊巡回補導(随時)＊相談活動随時) ＊センターだより発行
10	＊合同街頭補導5日(金)・9日(火)・24日(水)、＊図書等一斉立入調査(10～11月)、＊滋賀安全なまちづくり県民大会6日(土)東近江市、＊市少年センター協議会(第2回)、＊近畿センター協滋賀大会、＊有害図書等立入調査(2回)、＊湖南ブロック研修会、＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時) ＊センターだより発行
11	＊「児童虐待防止推進月間」薬物乱用防止強調月間「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」街頭啓発、＊合同街頭補導1日(木)(兼街頭啓発)・7日(水)・16日(金)・7日(火)、＊薬物乱用防止研修会、＊薬物乱用防止推進大会、＊小学校薬乱防止教室、＊有害図書等立入調査(2回)、＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時) ＊センターだより発行
12	＊県下一斉街頭補導(第三金曜日)、＊合同街頭補導3日(月)・10日(月)・14日(金)・21日(金)＊少年補導(委)員会第4回定例幹事会4日(火)、＊小学校薬乱防止教室、＊有害図書等立入調査調査(2回)＊巡回補導(随時、＊相談活動随時)、 ＊センターだより発行
1	＊・合同街頭補導17日(木)・23日(水)、＊小学校薬乱防止教室、＊有害図書等立入調査(2回)、＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時) ＊センターだより発行
2	＊合同街頭補導7日(木)・21日(木)、＊小学校薬乱防止教室、＊有害図書等立入調査(2回)、＊保育園誘拐防止教室、＊巡回補導(随時)＊相談活動随時 ＊センターだより発行
3	＊合同街頭補導4日(月)・13日(水)＊少年補導(委)員会第5回定例幹事会5日(火)、＊有害図書等立入調査(2回)、＊巡回補導(随時)、＊相談活動随時) ＊センターだより発行

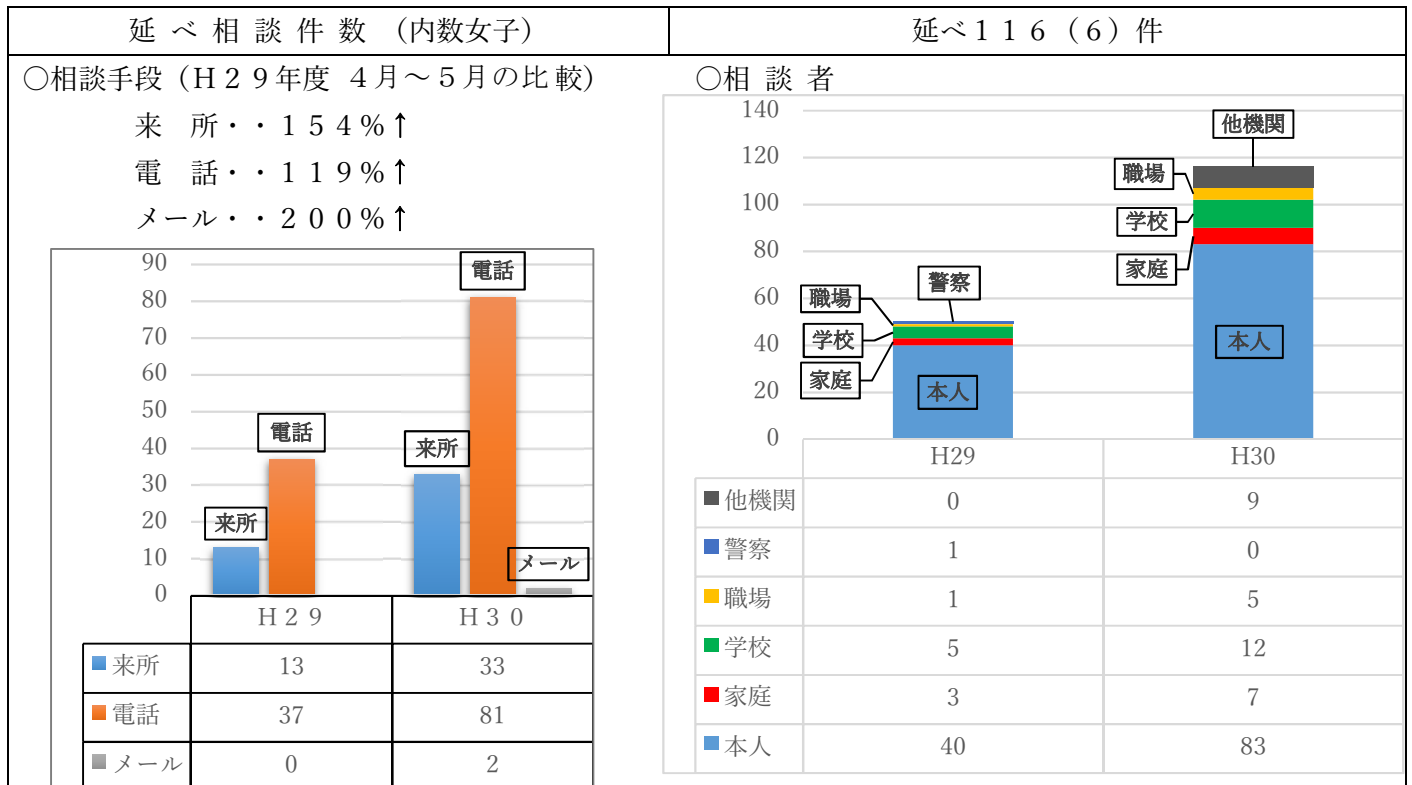
平成30年度少年センター活動状況（4月～5月）

1. 街頭補導実施状況について

昨年と同様、街頭補導中に見かける問題行動等の少年は少ない。しかし、本年に入って問題行動を起している不良少年グループの情報があることから、同少年らが徘徊・たまり場とする場所を中心にパトロールを強化している。

また、不審者情報も増加していることから巡回パトロールを実施中。

2. 少年相談受理状況について



○主な内容・・・怠学、学校・学業、就労・仕事、性、しつけ・生活（引きこもり含む）、その他

○H29年度の相談件数・・・1ヶ月平均延べ36件

↓

○H30年度4月から5月中は、H29年度2ヶ月平均合計に対し61%増加。

※怠学・・・中学生の他校生等（他市含む）との繋がりが気になる。各学校・関係機関等との連携を密にし少年たちの動向を注視している状況。

※引きこもり・・・長い年月をかけてのご家族等の深い悩み等の相談を受け、ご本人・ご家族の意向を大切にしながら、支援関係機関（団体）へ繋ぐべく対応中。

※就労・仕事・・・現在は有職少年ではあるが、心配な課題を持ち合わせており、いつ離職するかわからない状況にあるため、本人に対する継続就労指導を強化中。。

また、就労受け入れ会社（協力者）の新規開拓に力を入れるとともに、無職少年の実態把握方法を模索中。

●来所した少年の内訳（実数）

○中学生（男子）	①A・・・2回 ②B・・・2回
○高校生（女子）	①A・・・2回 ②B・・・2回 ③C・・・1回
○有職少年（男子）	①A・・・1回 ②B・・・1回
○有職少年（成人男性）	①A・・・9回
○無職少年（成人男性）	①A・・・1回

資料6

○甲賀市少年センター条例

平成17年6月24日

条例第44号

改正 平成25年12月18日条例第36号

(設置)

第1条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸1番10号

(事業)

第3条 少年センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第4条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に係りのある機関又は団体の代表者

- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

資料 7

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成 17 年 6 月 30 日

教育委員会規則第 16 号

改正 平成 18 年 3 月 30 日教委規則第 11 号

平成 26 年 1 月 29 日教委規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市少年センター条例（平成 17 年甲賀市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第 2 条 甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員（以下「少年補導委員」という。）に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

(1) 少年の保護及び少年補導

(2) 非行少年等の早期発見及び継続補導

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化

(4) 非行防止のための地域社会に対する啓発

(5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

- 3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証（別記様式）を携帯しなければならない。

（専決事項）

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 少年センターの事業の企画実施に関すること。
- （2） 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

（公印）

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
甲賀市少年センター 所長 甲賀市少年センター所長		れい書	方21	所長名をもって発する文書用

- 2 公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の規定を準用する。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成18年教委規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第		号	
		甲賀市少年補導委員証			
写真					
氏名					
生年月日					
任期		年	月	日から	
		年	月	日まで	
		年	月	日交付	
				甲賀市教育委員会 印	

(裏面)

注意事項	
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。	
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。	
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。	
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。	

資料 8

平成 30 年度甲賀市少年補導委員名簿

(任期：平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日)

No.	地区	氏 名	No.	地区	氏 名	No.	地区	氏 名
1	水口	池 本 寿 志	28	土山	岡 田 淳 子	55	甲南	木 村 圭 一
2		石 川 富美代	29		加 藤 絹 代	56		倉 田 啓 介
3		上 島 孝 男	30		木 村 茂	57		神 山 裕 史
4		岡 村 あつ子	31		竹 嶋 理	58		小寺澤 清 子
5		北 出 孝 子	32		土 山 真 司	59		竹 若 能 子
6		北 村 正 之	33		前 田 武 広	60		谷 和 代
7		黒 田 義 則	34		村 上 明 子	61		廣 瀬 保 夫
8		坂 田 泰 子	35		森 田 一 夫	62		福 永 哲 也
9		坂 本 正太郎	36	甲賀	東 斐 彦	63		堀 恵 子
10		杉 本 義 一	37		荒 川 雅 幸	64		的 場 計 利
11		鈴 木 恵 子	38		北 澤 みゆき	65		山 本 利 次
12		西 村 久	39		佐 治 育 子	66	信楽	今 井 智 一
13		野 崎 浩 平	40		瀬 古 祐 嗣	67		片 木 享 央
14		林 春 信	41		辻 しげみ	68		小 西 憲
15		林 善 彦	42		中 井 徳 昭	69		里 見 淳
16		林 田 一 子	43		中 本 博 之	70		高 本 和 昇
17		福 田 英 之	44		平 田 昌 規	71		田 中 孝 志
18		藤 村 和 之	45		藤 江 慎 二	72		中 井 れい子
19		宮 城 善 美	46		森 田 秀 次	73		中 村 津弥子
20		山 田 長 則	47		森 地 智 子	74		福 山 博 士
21		山 田 康 廣	48	甲南	網 千鶴子	75		藤 原 也之亮
22		山 中 茂 利	49		井 澤 信 行	76		洞 重 則
23		山 崎 勇	50		奥 村 享 子	77		村 木 幹 也
24		吉 田 泰 啓	51		奥 田 宏 嗣	78		村 田 浩 似
25		吉 原 やすゑ	52		神 田 剛 史	79		脇 阪 昇
26	土山	東 正 也	53		北 浦 紀 道			
27		井 上 勝	54		木 田 宣 夫			